

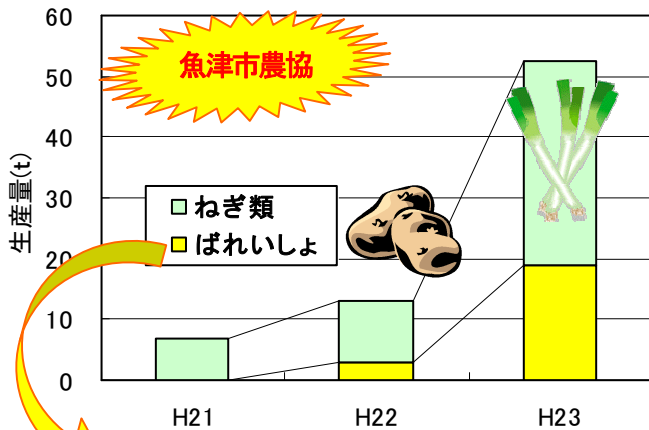
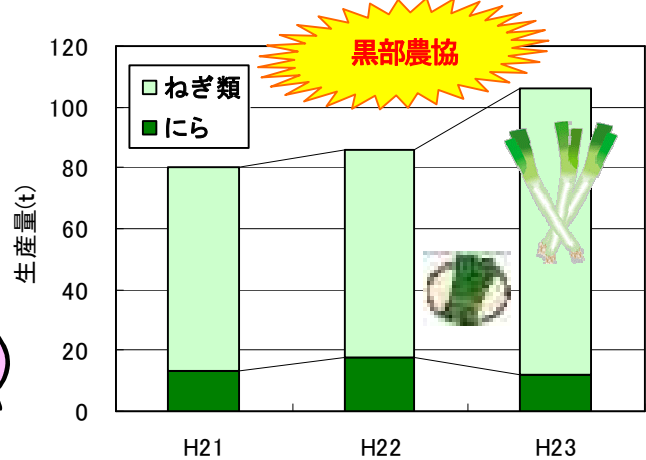
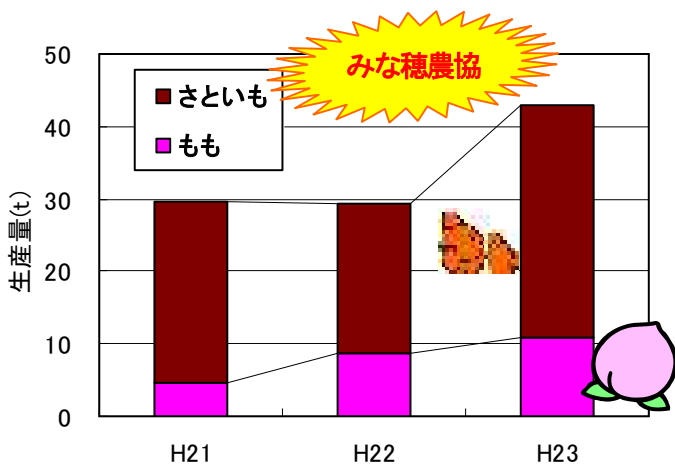
あぐりめ〜る新川

第54号(平成24年3月発行)
 富山県新川農林振興センター
 〒938-0801 黒部市荻生3200
 (TEL) 担い手支援課 (0765)52-0268
 (0765)52-5192
 農業普及課 (0765)52-0094
 (0765)52-0945
 (FAX) (0765)52-3115

あなたも1億円産地の一翼を担いませんか？

県では平成22年度から「1億円産地づくり支援事業」をスタートさせ、園芸作物の大規模産地育成を目指しています。新川管内でも各農協がそれぞれ戦略品目を選定し、1億円規模の産地を目標に生産拡大に努めています。あなたも園芸にチャレンジしてみませんか？

〜1億円戦略品目の拡大状況〜



経営体における労力や作業競争、資本装備等に合わせて品目を選ぶことが重要です。園芸作物の栽培に興味のある方は、振興センターまで気軽にご相談ください。

魚津市農協「ばれいしょ」の取組

「ばれいしょ」は全農とやまが中心となって生産拡大を進めています。土地利用型作物として機械化が容易であることから大規模経営に適した品目です。

品種は、収量性の高い‘はるか’を用い、作付け面積を拡大しています。共同選別施設(土落とし、規格選別、箱詰めを実施)が整備されており、収穫後の省力化と労力削減が可能です。*施設利用により労働時間は130hr/10a削減できますが、利用料が50,000円/10a要します。



選別の作業風景

地域農業振興を図るための新たな施策について

農林水産省では、平成24年度から新たに「地域における担い手の育成と円滑な農地利用調整等を総合的に推進する施策」をスタートさせました。

全国的にも、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増えている中、農業の将来「特に、どのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやってその中心となる経営体に農地を集めていくのか、青年就農者をどのように地域に定着させていくのか」など、このような「人と農地の問題」の解決に向けて取組まれる集落・地域の皆さんに支援するものです。

この施策は、集落や地域での話し合いによる「人・農地プラン」を作成し、このプランの実現のため、「新規就農者への支援」、「農地集積への支援」、「スーパーL資金の金利負担軽減」を実施するものとされています。今回はこの施策の概要について紹介します。

1. 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）とは？

- 集落や地域での話し合いによって、その中心となる経営体（個人・法人）を明確にして、今後の地域農業のあり方を話し合います。集落や地域での話し合いの結果を受けて市町村が「人・農地プラン」を作成します。
- 人・農地プランには様々なメリットがあります。

「人・農地プラン」に位置付けられると

- 青年就農給付金（経営開始型）
- ※青年就農給付金（準備型）は「人・農地プラン」と関係なく給付されます。
- 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供される方）
- スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

- また、「人・農地プラン」は、新規就農者がでてきたときや集落営農が設立され中心となる経営体となる場合など随時見直すことができます。

2. 新規就農者への支援

★農業法人等へ就職する方～農業法人等への支援～〔農の雇用事業〕

- 農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。
〔助成額〕 1人当たり120万円/年（最長2年間）
※人・農地プランに位置づけられていない方も対象となります。

★農業技術の研修中に給付金を給付します〔青年就農給付金（準備型）〕

- 農業大学校や県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で次の要件を満たす方が対象になります。〔給付額〕 150万円/年（最長2年間）
〔主な要件〕
①就農予定時の年齢が45歳未満の方、②県が認める研修機関等でおおむね1年以上研修する方、③研修終了後1年以内に就農（自ら農業経営または農業法人に雇用されて就農）する方
※人・農地プランに位置づけられていない方も対象となります。

★自ら独立して農業を開始する方 【青年就農給付金（経営開始型）】

- 農業を始めてから経営が安定するまでの方で、次の要件を満たす方が対象となります
〔主な要件〕 〔給付額〕 150万円/年(最長5年間)
①45歳未満で独立・自営就農する方、②就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方（見込みも可）③就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方
※農家子弟の方でも、①親とは別の経営をする場合、②親の経営から部門を独立させる場合、③親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合は、その時点からそれぞれ給付対象となります。

3. 農地集積への支援

～「人と農地の問題」の解決に向けて、農地集積を進める場合に支援をします。～

★農地の受け手に対する支援 【規模拡大加算：平成23年度～】

- 農地利用集積円滑化事業により面的集積して経営規模を拡大する農家の方が交付対象者となります。
〔交付単価〕 2万円/10a
※「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件が緩和されます。

★農地の出し手に対する支援 【農地集積協力金】

- 中心経営体に対し農地を貸付けること（利用権設定または農作業委託）への踏み切りを支援します。なお、交付単価については配分金額の範囲内で市町村が決定できます。

①経営転換協力金

〔交付単価〕	貸付け等面積	
	0.5ha以下	30万円/戸
	0.5ha超2.0ha以下	50万円/戸
	2.0ha超	70万円/戸

〔交付対象者〕

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体への農地集積に協力していただく、①土地利用型農業から経営転換する農業者、②リタイアする農業者、③農地の相続人

②分散錯圃解消協力金

〔交付単価〕 5千円/10a

〔交付対象者〕

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の農地の連坦化に協力していただく、①中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者、②隣接する農地を借りて耕作していた農業者

4. スーパーL資金の金利負担軽減

- 「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。
※「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられている必要があります。

★詳細な情報は農林水産省のホームページに掲載されています。

土づくり～消耗した地力の回復～

近年の気象変動の中、農産物の高品質・安定生産を図るためには、土づくりが特に重要です。しかし、この土づくりの重要性は分かっているものの、コストや労力等から後まわしになっている状況もみられます。作物生産の基盤は“土”であり、継続して取り組むことが大切です。もうすぐ春作業が始まります。積極的に土づくりを行い、消耗した地力を回復させましょう。

1 土壤改良資材の散布

土壤中の養分は毎年多量に消費されており、特に稲作に必要な有効態ケイ酸が目標値を下回るほ場が極めて多くなっています。

土壤改良資材の継続的な施用によりケイ酸分の補給を行いましょう。

秋に土壤改良資材を散布していない場合は起耕前にケイ酸質資材を施用しましょう。

2 深耕による作土層の拡大

深耕は根の生育に適した作土層の形成に不可欠です。

効果 ①水稻の根張りが良くなる。

②安定的に水分・酸素・養分が供給できる。

③強風やフェーン、登熟期間の高温にも耐えて健全に生育登熟できる稲体になる。

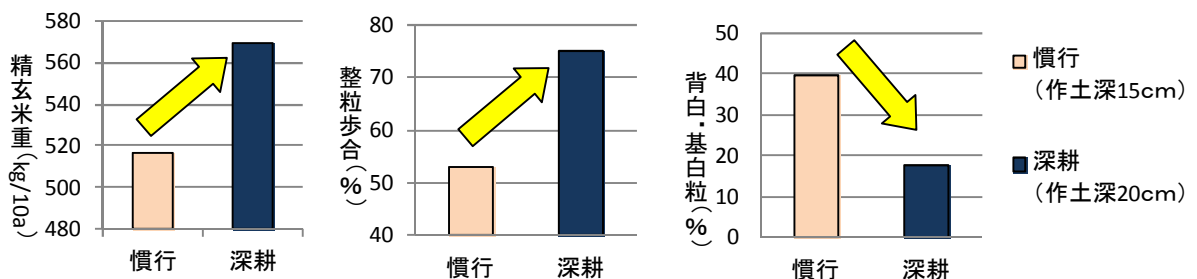


図 作土の拡大が収量・品質に及ぼす影響 (H23 異常気象対応緊急実証事業・魚津)

慣行区に比べ深耕区は収量が高くなるとともに、背白・基白粒率が低下し、整粒歩合が高まるなど、品質も向上しました。

作土深が浅くなっているほ場では、
秋耕と春耕との2回掛けを行い作土深15cm以上確保するよう努めましょう。

3 有機物の施用

堆肥施用や稲わら・緑肥のすき込みで土壤の腐植含量を高めることにより、保肥力を向上させたり、土壤の透水性・通気性を良好にし、地力を高めます。

腐植含量が不足すると、枯れ上がりが早く、秋落ちしたり、気象変動の影響を受けやすい稲になります。

堆肥や発酵鶏フンを積極的に施用する。堆肥の確保が困難な場合は、地力増進作物を作付けしましょう。

表1 堆肥施用の目安 (春施用)

利用作物	堆肥の種類	施用量(10a 当り)	
		乾田	半湿田・粘質田
水稻	牛フン堆肥	1～2 t	1 t
	鶏フン堆肥	100kg	75kg

※春施用の場合：窒素基肥の1～2kg/10a減らす。

表2 地力増進作物のすき込み事

緑肥作物	播種時期	すき込み時期	すき込み事例	
			C/N比	窒素量 (kg/10a)
ヘアリーベッチ	9月下旬	4月-5月	10.5	15.1
エンバク	-10月上旬	4月-5月	42.4	4.6
クワリア	6月-7月	開花始期	22.5	12.9

【大麦栽培のポイント】 ～排水対策と追肥～

本年は、積雪日数が多く、融雪水等の影響から、体力が消耗しています。排水対策と消雪後追肥等の管理に努めましょう。

1. 排水対策

ほ場に水が停滞すると、湿害により根の発育や機能が低下し、収量や品質に悪影響を及ぼします。

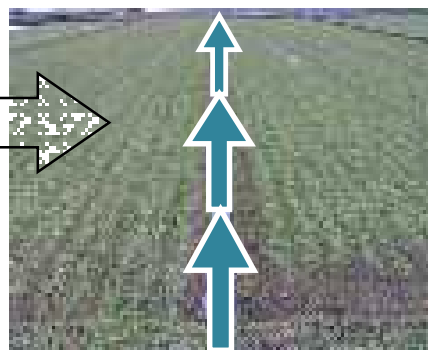
消雪が確認されたほ場から、直ちに排水溝等の点検を行い、融雪水が停滞している場合は、排水溝の手直しや排水口への連結を徹底し、必要に応じて排水溝を増設するなど、効率的な排水に努めましょう。



消雪直後のほ場の様子

- ・くずれた溝の手直し
- ・排水溝の連結確認
- ・排水口の拡張
- ・排水溝の増設

停滞水があると周辺は生育不良に



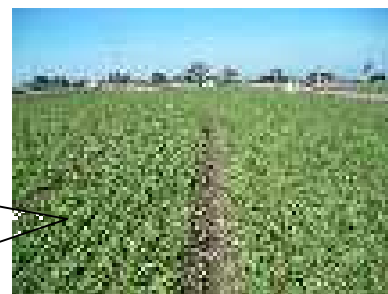
水がスムーズに流れるように！

2. 消雪後追肥

冬期間に消耗した体力の回復を図るため、融雪後、排水対策が済んだほ場から、速やかに追肥を行いましょう。

肥料名： 硫 安
施肥量： 20kg/10a

消雪後追肥で
積雪期の消耗
から回復！



消雪後追肥施用後の様子

※茎数の少ないほ場では特に遅れないように施用しましょう。

3. 止葉展開期追肥

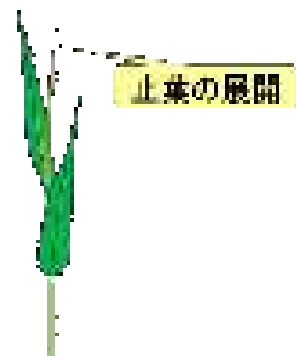
粒張りのよい良質な麦をつくるために、適切な追肥が重要です。施用時期や施肥量が適切でないと、硝子率が高くなる等、品質が低下する恐れがあります。

(1) 時期

止葉の展開した茎がほ場全体の40から50%に達したら、追肥を施用しましょう。

(2) 追肥の目安

葉色 (葉色板)	茎数 (m ² あたり)	硫 安 (10a あたり)
5 未満	500 本 未満	10 kg
	500 本 以上	5 ~ 10 kg
5 以上	500 本 未満	5 kg
	500 本 以上	追肥しない



※肥効調節型肥料（基肥一発肥料）栽培の場合

→ 原則として、消雪後及び止葉展開期の追肥は施用しない

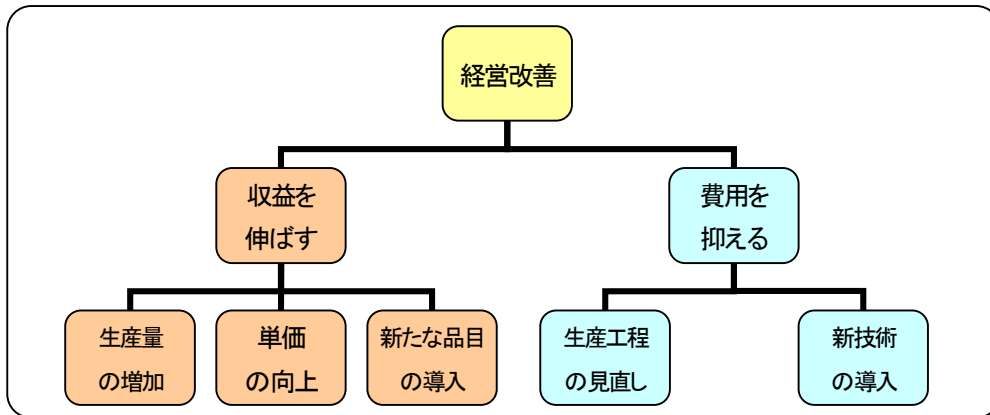
【経営改善のポイント その4】 ～収益を伸ばすには！～



経営改善には、「収益を伸ばす方法」と「費用を抑える方法」があります。

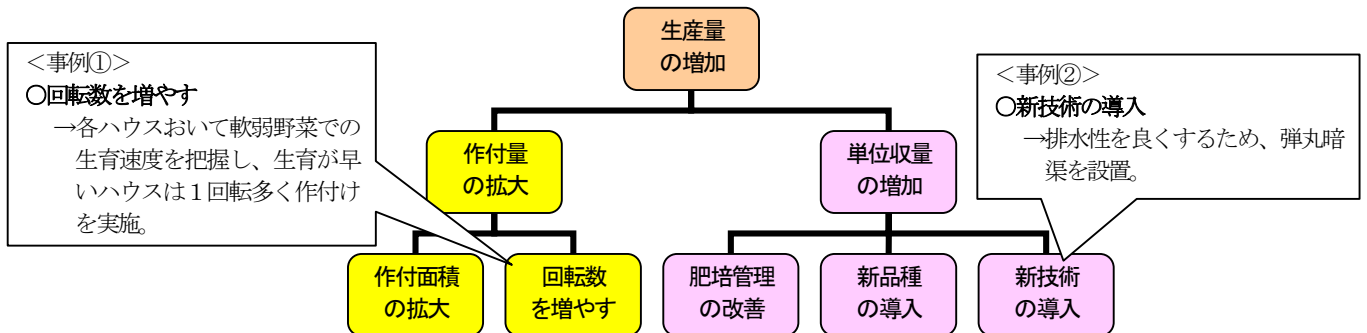
今回は、経営改善における「収益を伸ばす方法」について解説します。

収益を伸ばすには、①生産量の増加、②単価の向上、③新たな販売品目の導入 に大別されます。



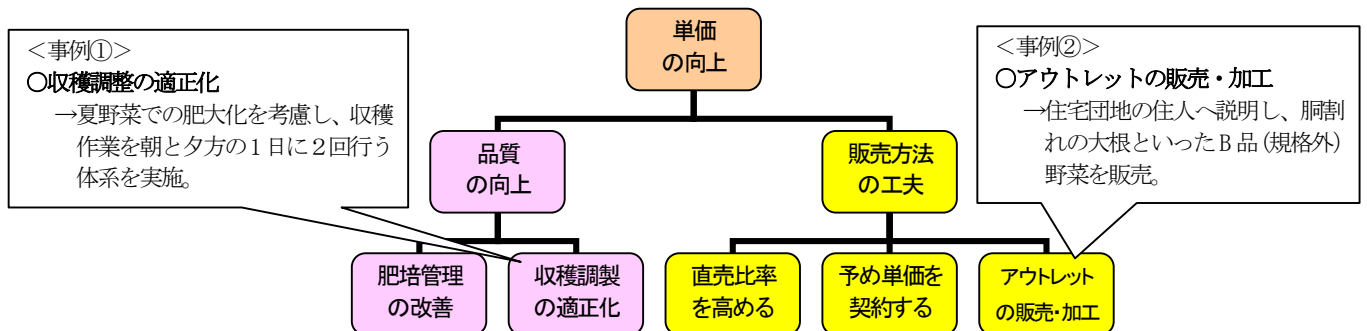
1. 生産量の増加

生産量を増加させるには、ア) 作付量の拡大、イ) 単位面積当たりの量の増加 があげられます。



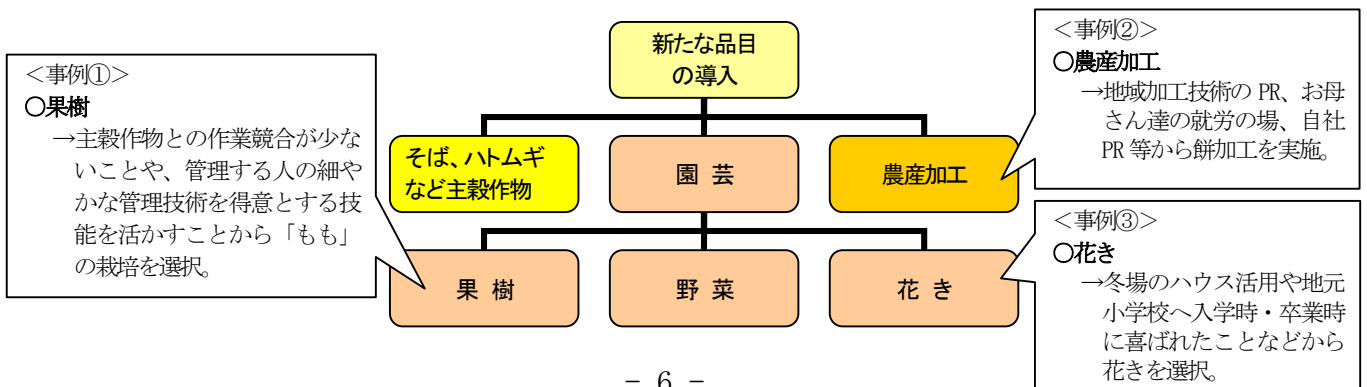
2. 単価の向上

単価を向上させるには、ア) 品質の向上、イ) 販売方法の工夫 があげられます。



3. 新たな品目の導入

そば・ハトムギ等の主穀作、園芸(果樹、野菜、花卉)、農産加工があげられます。



耕作放棄地の解消に向けて ～ 事業を活用した取組み方法 ～

管内の農振農用地における耕作放棄地は、平成20年の28haから、平成22年末には20ha(表1)にまで解消が図られていますが、さらなる解消に向けた取組みが求められています。

表1 各市町における耕作放棄地面積 (H22)

市町名	朝日町	入善町	黒部市	魚津市	滑川市	管内計
面積	1.9ha	0.9ha	7.8ha	6.0ha	3.4ha	20.0ha

1、耕作放棄地の再生利用に活用されている主な事業 (表2参照)

(1) みどりの農地再生利用事業

- 耕作放棄地の再生利用活動等に取組む事業主体に対する支援事業です(国の交付金事業に、県独自(県・市町)の上乗せをしています)
- また、重機を用いて行う場合については、別途補助率が設定されています。



(2) 美しい農村景観整備事業

- 上記(1)の対象とならない農村景観等の保全のための耕作放棄地の復元・保全に対する支援事業です(県単事業)

表2 耕作放棄地関係事業のイメージ

事業名		みどりの農地再生利用事業	美しい農村景観整備事業	
			景観改善型	一般型
要件	目的	営農	保全管理	
	主体	所有者以外	市町村等	所有者等
	対象	農振農用地	幹線道路沿い等	左記以外
	条件	5年間の営農継続	3年間の保全管理等	
支援	内容	復元+土壌改良	復元作業+耕起、	
	負担 ※2	(1年目) 定額 100千円/10a ※1	上限 100千円/10a	上限(1/2) 50千円/10a
営農支援		復元後に営農支援措置も設定(事業に応じ)		

詳細な事業要件等は、確認してください。

営農支援の内容、交付年限、負担割合は、事業ごとに異なります。

※1 工事費が100千円/10a以上の場合
 ※2 各支援負担額は、市町の負担を含む

(3) 耕作放棄地対策の補完整備事業

- 耕作放棄地の再生・利用の取組(施設等補完整備)を支援する事業です
- 基盤整備(用排水路等)や小規模基盤整備等についても、一定の助成制度があります(事業主体:地域協議会、写真1)。

(事業の詳細は、振興センター企画振興課 0765-22-9136 又は各市町担当課にお問い合わせください)

メール情報及びFAX 情報受信者の募集について

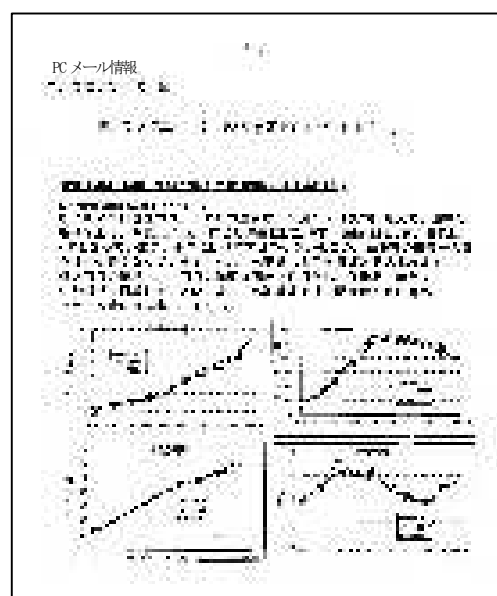
新川農林振興センターでは、認定農業者や法人などの担い手の皆さんに、
①気象情報、②水稻の生育調査状況、③農作物管理情報、④台風や大雪などの災害情報を携帯電話
やパソコンのメール、FAX に配信する情報サービスを行っています。

1. 携帯電話でのメール情報受信

200～300 字程度の文字情報をお送りしています。なお、メール情報はパソコンのメールから一
斉送信しています。携帯電話でパソコンからのメールを受信ブロック設定されている方は、設定
の変更をお願い致します。

2. パソコン、FAX でのメール情報受信

携帯電話と同じ 200～300 字程度の文字情報に加え、
水稻の生育状況グラフをお送りしています。パソコン
のメールにはグラフを PDF ファイルで添付してお送り
します（右図見本）。



3. お申し込み方法

新川農林振興センター担い手支援課まで

- ・氏名または経営体名
- ・携帯電話、パソコンのメールアドレス
またはFAX 番号

をお知らせの上「メール情報受信希望」とお伝えください。

携帯電話の場合は、下記 QR コードを読み取りの上送信していただいても、同様に受信者として登録されます。

新川農林振興センター担い手支援課

TEL 0765-52-0268

FAX 0765-52-3115

Mail niikawakurobe@esp.pref.toyama.lg.jp



QRコード[®]は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。